

(質問第百四号) 昭和二十二年十月二十九日配付

十五坪以下(簡易住宅)の住宅の許可制度撤廃に対する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月二十五日

本野善治郎

参議院議長 松平恒雄殿

十五坪以下(簡易住宅)の住宅の許可制度撤廃に対する質問主意書

現下の住宅難を緩和するには新規住宅の建設を急速に実施しなければならない、然るに政府の現行制度に於ては徒らにその許可を杓子定規的にし、國民の熱望する小型住宅の建設を阻害し、その反面無益なる建築物が増加する実狀にある依つて左記の如く改正するを適當と認む、政府の意見を問う。

一、政府の計画するものの外に個人において現行規定以内の小型住宅を建築せんとする者には建築許可規則を適用せず届出制度に依つて建築に努力と創意を加えしむること。

二、一の場合において政府の資材割当は是を行わざるも自己又は親類、友人等の死退職品の使用は是を認むること。